

平成30年度

さぬき市空き家リフォーム支援事業募集要項
(空き家バンク登録住宅)



問い合わせ先

さぬき市 建設経済部都市計画課 住宅係

電話：087-894-1113

FAX：087-894-3444

<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/living/repair/repair.html>

はじめに

市では、市内に存在する空き家の有効活用を図り、市内への移住・定住を促進するため、空き家バンクに登録されている空き家や空き家バンクに登録されていた空き家の修繕、補修、増築などのリフォーム工事及び家財道具の処分に係る費用に対し、最大１１０万円のさぬき市空き家リフォーム支援事業補助金を交付します。

1 さぬき市空き家リフォーム支援事業補助金交付制度とは

空き家バンクに登録されている市内の空き家を購入して居住する方又は空き家バンクに登録されている市内の空き家の所有者の方又は空き家バンクに登録されている市内の空き家を借りて居住する方が市内に事業所を有する事業者を利用してリフォーム工事及び家財道具の処分を行う場合に、その経費の一部を支援する制度です。

申請された全ての事業は、所定の審査を経て、市長が補助金の交付・不交付を決定します。

2 補助対象となる住宅

☆ 補助対象となる住宅は、次の条件を満たしているものとなります。

- (1) 補助金の交付申請日において※空き家バンクに登録されている空き家(補助金の交付を受けた日から起算して引き続き空き家バンクに３年間登録が可能な空き家)又は空き家バンクに登録されていた空き家（補助金の交付を受けた日から起算して３年以上居住する意思がある空き家）
- (2) 所有者が補助金の交付を受けてから、３親等以内の親族の方に売却又は賃貸しない住宅。
- (3) 別荘ではない住宅。
- (4) 補助金の交付決定の日において、補助金の対象となるリフォーム工事（改修工事）及び家財道具の処分に着手していない住宅。
- (5) 過去に空き家リフォーム支援事業、さぬき市住宅リフォーム促進支援事業及びさぬき市住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない住宅。^{注)}
- (6) 補助金の交付申請年度内にリフォーム工事（改修工事）等が完了する住宅。

※ 空き家バンクに登録されている空き家は、「香川移住ポータルサイト-かがわ暮（ぐ）らし-」の中の「かがわ住まいネット」に掲載されていますので、ご確認ください。詳しい内容については、さぬき市総務部政策課（Tel：087-894-1112）にお問い合わせください。

注 空き家リフォーム支援事業補助金は、同一の補助対象住宅に係る補助対象事業につき1回限りとなります。

3 補助対象者

☆ 補助対象者は、本人及び同一世帯に属する方が市税及び国民健康保険税（申請日においてさぬき市に住民登録がない場合は、現住所地の住民税又はさぬき市に転入した直後において市税の納付の状況を確認することができない場合は、前住所地の住民税。）を滞納していない方で、次のいずれかに該当する方となります。

(1) 空き家バンクに登録された空き家の所有者の方

(2) 空き家バンクに登録されている空き家又は空き家バンクに登録されていた空き家を購入又は賃借した方で、以下の条件を満たしている方。

ア. 売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して6か月を経過していない方

イ. 補助事業を行った住宅に、3年以上居住する意思がある方。

ウ. 賃借する場合にあっては、所有者の承諾を得ている場合に限りします。

☆ 次のいずれかに該当する方は、補助金の交付を受けることができません。

(1) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有する方

(2) 過去に空き家リフォーム支援事業の補助金の交付を受けたことがある方、又は受ける予定のある方（補助金の交付を受けようとする方と同一世帯の方を含む。）

4 補助対象となる事業

1 補助の対象となる事業について

☆ 補助の対象となる事業は、市長の交付決定通知後に着手するもので、補助対象住宅に係る次のいずれかに該当するものとします。

(1) 住宅の修繕、補修又は増築等のための工事

(2) 壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替えその他住宅の模様替えのための工事

(3) 空き家を利用するために不要な家財道具等の処分費用

注 補助対象者および補助対象者同一の世帯に属する者が自ら実施するリフォーム工事（改修工事）及び家財道具等の運搬・処分費用は、補助の対象となりません。

2 補助の対象外となる事業について

☆ 次に該当するものは補助対象事業としません。

- (1) 土地の購入及び造成に係る費用
- (2) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- (3) 住宅構造のリフォーム工事（改修工事）を伴わない機器・備品等（浄化槽を含む）の購入及び設置工事
- (4) 家具の固定のための機器購入及び取付工事
- (5) 庭木の剪定及び除草等
- (6) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号））に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関する料金に該当するもの

注 上記にかかわらず、国、県又は市のほかの制度による補助金を受けることになった経費は、補助対象事業費から除外します。

補助対象事業例

{基本事項} ・補助の対象となるのは、市内に事業所を有する法人又は個人（家財道具の処理にあつては、さぬき市の一般廃棄物処理業の許可を受けている業者）が請負等で行う事業であり、申請者などが自ら行った事業は補助対象外です。 ・リフォーム工事については、住宅のリフォーム工事を伴わない設備機器、備品等の購入・設置は補助対象外です。			
	No.	リフォームの内容	備 考
交付対象	1	既存住宅の増築、一部改築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要。
	2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	
	3	給排水衛生設備工事	増築・改築工事、その他のリフォーム工事に伴う撤去・移設・修理・取替・新設等の設備工事は対象。（その場合の宅外配管・配線工事は含む。）
	4	給湯設備工事	
	5	換気設備工事	
	6	電気設備工事	
	7	ガス設備工事	

交付対象外	8	オール電化住宅工事	200Vの電気工事等を伴う場合は対象。
	9	エコキュート(自然冷媒ヒートポンプ給湯機)	設置工事を伴う場合は対象。
	10	屋根の葺替え、塗装、防水工事	屋根廻りの修理なども含む。
	11	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	12	部屋の間仕切りの変更工事	
	13	床材、内壁材、天井材の張替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も対象。 内装工事と併せて行う室内カーテン、ブラインドの取替えや新設は対象。
	14	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	15	襖紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え、裏返しも含む）	
	16	雨樋等の取替えや修理	
	17	建具、開口部の取替えや新設工事	雨戸も対象。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替えや新設も対象。（単独は対象外）
	18	造付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
	19	空き家を利用するため、不要な家財道具等の運搬、処分	家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物は、対象外
	20	住宅の解体工事	解体工事のみは対象外。増築、一部改築、その他リフォーム工事に伴う部分の解体であれば対象。
	21	車庫、物置、倉庫等の附属屋の工事	
	22	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅でないため対象外。
	23	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	24	植樹、剪定等の植栽工事	
	25	下水道への切替工事	住宅内の改修工事を行う場合は対象。
	26	合併処理浄化槽工事	住宅内の改修工事は対象。
	27	雨水浸透ますの設置工事	
	28	太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事	太陽光発電システムの設置工事は、さぬき市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の対象となります。
	29	雨水タンク設備の設置工事	

30	防犯ライト・カメラの設置工事	
31	カーテン、ブラインド等の取替えや新設工事	部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。
32	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
33	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス、石油暖房器具等、家具の購入・設置	エアコン、照明器具は、部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。
34	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器は、部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。ガス漏れ警報器も対象外。
35	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	シロアリ駆除は、改修工事と併せて行う場合は対象。
36	ハウスクリーニング、排水管清掃等	ハウスクリーニングは、住宅のリフォーム工事と併せて行う場合は対象。
37	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

5 補助金の交付額

☆ 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とします。

- (1) リフォーム工事（改修工事）に要する経費 補助金の上限額100万円
- (2) 家財道具の処分に要する経費 補助金の上限額10万円

6 補助対象事業となる期間

補助対象事業は、平成31年3月11日（月）までに実績報告を行う事が可能な事業とします。ただし、交付決定よりも前に着手する事業については、補助対象といたしませんので、ご注意ください。

7 補助対象となる施工事業者

☆ 補助対象となる施工事業者の条件

次に掲げる事業者が実施する事業であること。

- (1) 市内に事業所を有する法人であって、本市の法人市民税が課されている事業者
- (2) 市内に事業所を有する個人であって、本市に住民登録をしている事業者

- (3) 家財道具の処分にあつては、一般廃棄物処理業の許可（さぬき市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年4月1日条例第136号））を受けている事業者。

注1 暴力団または暴力団関係者が行う事業でないこと。

8 申請手続きから補助金の交付までの流れ

交付申請から、補助金の交付までの流れは次のとおりです。

1 事前相談・問合せ

制度や申請などの疑問等（補助の対象となる諸条件など）について、必要に応じてご相談ください。

事前相談窓口 都市計画課住宅係（市役所2階）

☎ 087-894-1113

2 交付申請

交付申請は、先着順により随時受け付けしますが、申請が予算額に達した時点で交付申請の受付を終了します。

交付申請書に、次の書類を添付して、直接都市計画課の窓口で申請してください。郵送による受付はしませんので、必ず持参してください。

《添付書類》

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 空き家バンク登録証明書※
- (4) 補助対象物件の所有権が確認できる書類（所有者等の場合）
- (5) 補助対象物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（購入者又は賃借者の場合）
- (6) 承諾書（様式第3号）（賃借者の場合）
- (7) 補助対象事業の予定個所の現況写真
- (8) 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書
- (9) 支払金口座振替依頼書（補助金の振込をする申請者名義の通帳の口座）
- (10) その他市長が特に必要と認める書類

※ 空き家バンク登録証明書は、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会香川県本部で証明してもらってください。

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会（Tel:087-823-2300）

高松市松福町1丁目10番5号

公益社団法人全日本不動産協会香川県本部（Tel:087-868-6701）

高松市木太町802番地

3 補助金交付決定通知

交付申請の審査が完了後、速やかに交付の可否及び交付額を決定し、申請者に通知します。

4 補助対象事業の着手

補助金交付決定通知書を受領後、補助対象事業に着手してください。

注1) 事前に着手していたことが判明した場合は、交付決定を取り消します。

注2 補助対象事業の着手時期が申請より大幅に遅れる場合は、申し出てください。

5 補助対象事業内容等の変更

補助対象事業に着手した後に、申請した事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から起算して14日以内に、変更承認申請を提出していただき承認を受ける必要があります。

6 補助対象事業実績報告

事業が完了した日から30日を経過した日又は平成31年の3月11日(月)のいずれか早い日までに実績報告書に次の必要書類を添えて、都市計画課まで提出してください。

最終の提出期限は、平成31年3月11日(月)です。

《添付書類》

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業費の請求書の写し(内訳含む)
- (3) 補助対象事業の支払いが確認できる書類の写し
- (4) 補助対象事業の実施前後及び実施状況の写真
- (5) 空き家転居後の補助対象者および補助対象者と同一世帯に属する者全員の住民票の写し(購入者又は賃借者の場合)
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

7 補助金等交付確定通知

実績報告書の審査終了後に、申請者に通知します。

8 補助金等の交付請求

補助金等交付確定通知書を受領後に、速やかに補助金等交付請求書(様式第8号)を、都市計画課に提出してください。

9 補助金の交付

申請時に提出していただいた「支払金口座振替依頼書」に記載している振込口座に補助金を振り込みます。

10 募集要領・申請用紙の入手方法

- (1) さぬき市空き家リフォーム支援事業（空き家バンク登録住宅）の募集要領・申請書等の関係用紙は、市のホームページからダウンロードするか、都市計画課の窓口でお受け取りください。
- (2) 提出していただいた書類等は、お返しできませんので、提出前に必要であれば必ずコピーをとっておいてください。

9 各種留意事項

☆補助金等の返還について

補助金の交付決定者が虚偽その他不正による補助金の交付を受けた時、又は補助金等の交付決定に付した条件に反したときは、期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じます。

☆リフォームについての相談

リフォーム工事について、不安や疑問をもったら、すぐに契約しないで下記にて相談してください。住宅リフォーム工事の見積り紛争処理等も行っています。

す。法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた、安心して相談できる住宅リフォーム専門の相談窓口です。

相談窓口 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

☎ 0570-016-100